

令和8年度 市政情報発信にかかる動画制作および配信業務

委託仕様書

1 業務名称

令和8年度 市政情報発信にかかる動画制作および配信業務

2 目的

本業務では、各政策アクションにともなう取組内容やまちの変化、成果等について取材・整理を行い、正確性と分かりやすさを重視した映像コンテンツを制作する。

市民の市政理解の促進を図るとともに、北九州市の将来像や成長の方向性に対する共通認識を醸成し、市政への関心および参画意識の向上につなげることを目的とする。

また、市外に向けては、北九州市に対する関心を高めることを狙いとする。

3 業務に関する仕様

(1) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 業務内容

- ア 市公式 YouTube 用動画コンテンツの企画・制作業務
- イ 情報発信に関する支援
- ウ 動画の納品および配信業務
- エ 広報・発信関連での業務支援・調整業務
- オ 使用機材と制作体制の準備
- カ 配信動画の広告等による拡散

4 業務内容

(1) 市公式 YouTube 動画用コンテンツの企画・制作業務

- ア 業務・行事等を対象とした YouTube 向け動画の企画・制作
(市主催イベント、記者会見や発表など)

(ア) 制作本数:100本程度

(イ) 動画仕様

尺:縦型(ショート)動画 概ね 30 秒~2 分程度

横型動画 3 分~5分程度

画角:縦型(9:16)／横型(16:9) ※各サイズ

解像度:1080×1920(フル HD)30p(プログレッシブ)

イ 撮影業務

- (ア) 上記に係る現地撮影業務
- (イ) 制作意図に即した柔軟な撮影対応

ウ 編集業務

- ・ YouTube 配信用動画の編集
- ・ 発注者による確認・修正対応

(2) 受託者が別途収録した映像素材で著作権を有するものについて、本業務で活用できる素材について提供をすること。

(3) 動画の納品および配信業務

ア 動画の納品

制作した動画をMP4形式で納品すること。その他受け渡し方法・スケジュールについては、発注者と協議のうえ決定する

イ 動画の配信

配信の設定は、以下の点に留意のうえ、受託者にて行うこと。

- (ア) YouTube 上で、フル HD 規格以上での視聴ができるものとする。
- (イ) サムネイル画像・タイトル文案・概要欄文案の考案及び設定は受託者が実施することとし、その案を配信開始までに発注者に提出し、確認を得ること。
- (ウ) サムネイル画像については、発注者が指定するテンプレートを使用し、チャンネル全体(ターゲット属性)の統一感を損なわないよう留意すること。
- (エ) 配信時間は発注者が指定する。
- (オ) 配信期間は無期限を基本とするが、肖像使用期間等を考慮し、発注者と適宜協議の上、決定する。

(4) 広報・発信関連での業務支援・調整業務

発注者における本件業務支援を行うこと

- ア 映像制作などに関する事前打合せ
- イ 撮影・編集・スケジュールなど調整
- ウ 連絡調整

(5) 使用機材と制作体制の準備

ア 主な機材構成

- (ア) 業務用 4K ビデオカメラ 1台 ※機材仕様参照
- (イ) スマートフォン 1台 ※機材仕様参照
- (ウ) カメラ・スマートフォン固定金具 一式
- (エ) その他必要な備品
 - ・ 記録メディア

- ・ バッテリー
- ・ 三脚
- ・ ガンマイク・ピンマイク
- ・ ポータブル照明 等

イ 機材仕様

- (ア) 4K 撮影対応、縦動画への切り出し編集が可能であること
- (イ) 望遠撮影、手ブレ補正機能に対応していること
- (ウ) 機材・環境の両面から、音質が確保されるよう対応すること
- (エ) 暗所撮影や大型画面で投影などが可能な機材であること

※ 本業務に必要な機材の調達・管理費用は、本委託業務に含む

ウ 制作体制は、以下の業務を確実に実施できるものとする。

- (ア) 本業務に必要な連絡調整事務は、受託者にて行うこと。
- (イ) 受託者は、撮影に際し、取材先に十分にコンテンツ内容及び制作意図を伝えた上で、必要に応じて助言等を行うこと。
- (ウ) 動画制作に必要な取材・下見、撮影は十分な時間を確保することとし、受注者が実施すること
- (エ) 撮影スタッフには、カメラマン、音声、ディレクター等必要人員を確保すること。
- (オ) 不定期的な撮影日設定、同日複数撮影など、流動的な撮影スケジュールに対応可能な制作体制を構築すること。
- (カ) 台本(構成案)を、撮影前の十分な修正が可能な時期に1回以上、発注者に確認すること。
- (キ) 編集後は、修正が可能な時期に 1 回以上、プレビュー動画の確認を実施すること。
- (ク) 修正があった場合は、必ず修正後の映像を提出し、発注者の確認を受けること。

エ 制作にかかるもののうち、次に掲げるものは発注者が行う。

- (ア) 行政資料の提供
- (イ) 市政情報に関するテーマの提案及びその他テーマに関する受託者との協議
- (ウ) 取材先が行政機関等の場合など、必要に応じて連絡調整
(取材・下見後の連絡調整は受注者が行うこと)
- (エ) 必要に応じて取材・下見の立ち会い
- (オ) プレビューのチェック
- (カ) SNS による動画配信

(6) 配信動画の広告等による拡散について

制作・配信した動画について、再生回数の増加や情報拡散に向けた提案があれば実施すること。

(7) 著作権について

ア 受託者は、受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。

イ 受託者は、受託者が従来から著作権を有する著作物について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、利用を許諾するものとする。

ウ 受託者は、成果品の著作物(受託者が従来から著作権を有する著作物を含む。)に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。

(ア) 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。

(イ) 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。

(ウ) 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。

(8) 二次利用について

制作動画の活用や広報など二次利用の提案があれば実施すること。

6 その他

- ・ 本仕様書にない事項については、発注者と協議の上、決定する。
- ・ 受託者は、業務実施に関する法令を遵守すること。
- ・ 発注者が提供した情報など業務上知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。本件業務履行後も同様であることに留意すること。

7 業務完了報告及び委託料の請求について

受託者は、履行を完了した月の翌月 10 日までに、発注者に対し業務完了報告書を提出し、発注者の確認を受けた後、速やかに契約書に定める委託料を請求すること。